

消費税の事業者免税点制度の見直し

平成23年6月30日に公布・施行された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」では、消費税の事業者免税点制度の適用要件の見直しが行われています。この見直しにより、消費税の事業者免税点制度の判定が、基準期間の課税売上高だけでなく、前年又は前事業年度の上半期の課税売上高によっても行われることになりました。課税売上高が上半期で1,000万円を超える事業者は、翌年又は翌期から課税事業者になります。

1. 改正の背景

消費税の納税義務を基準期間における課税売上高で判定する現行制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、逆にその課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じたりします。また、免税事業者が課税事業者を選択する場合、届出書の提出期限の都合上、常に1年ないし2年先の予測を行わなければならない、中小事業者には負担となっていました。

2. 現行制度の概要

(1) 小規模事業者に係る納税義務の免除

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税の納税義務が免除されます（消法9①、消基通1-4-1）。

(2) 基準期間

基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年を、法人についてはその事業年度の前々事業年度（前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した事業年度を合わせた期間）をいいます（消法2①十四）。

3. 改正の内容

(1) 事業者免税点制度の適用除外

個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（課税事業者を選択しているものを除く。）のうち、特定期間（※）における課税売上高が1,000万円を超える事業者については事業者免税点制度を適用しないこととされました。

※ 特定期間

- イ. 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間
- ロ. その事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く）がある法人の当該前事業年度開始の日以後6月の期間
- ハ. その事業年度の前事業年度が7月以下である法人のその事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のものを除く。）開始の日以後6月の期間（当該前々事業年度が6月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

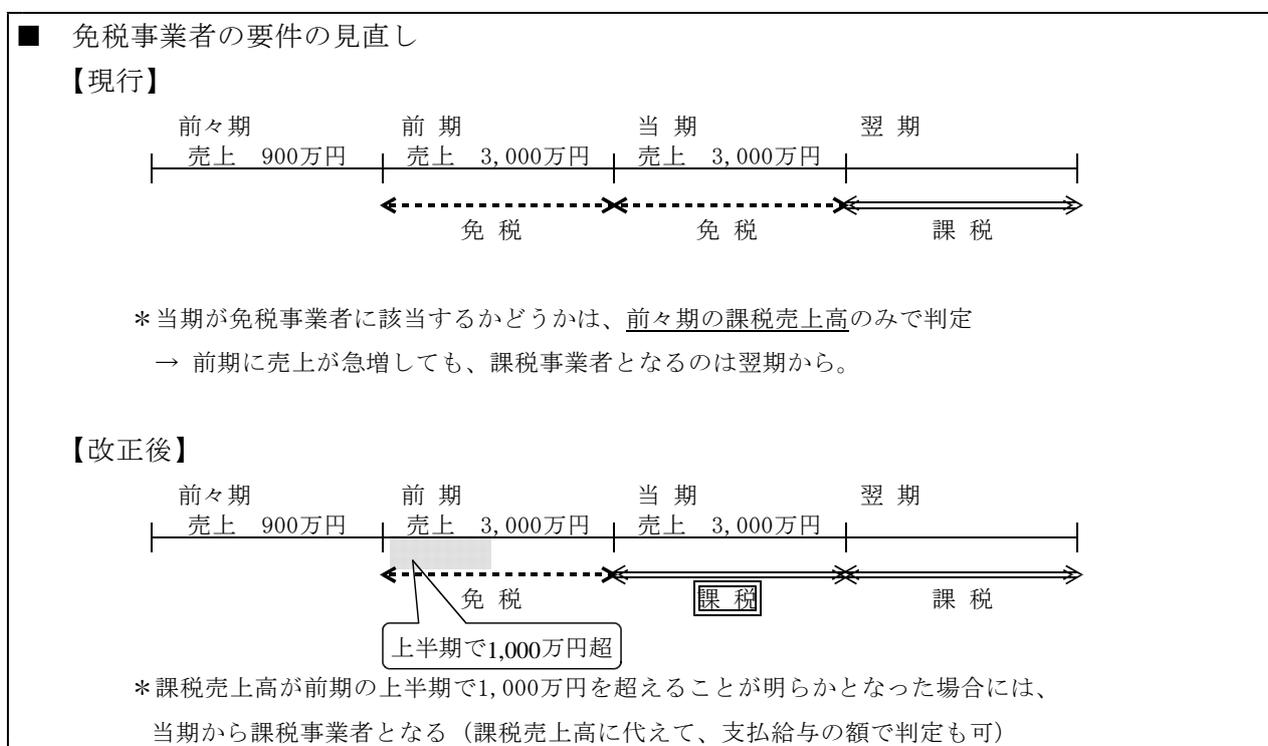
なお、事業者は、上記の判定において、課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができます。この給与等の金額には、賞与や役員報酬、退職手当などが含まれます。

(2) 届出書の提出

特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(3) 適用時期

平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用します。例えば、免税事業者で3月決算法人の場合、平成25年4月1日以後に開始する事業年度において免税事業者になるかどうかは、平成24年4月から9月末までの課税売上高が1,000万円を超えるかどうかで判定します。



4. 実務上の留意点

前年又は前事業年度の上半期の課税売上高等によっても免税事業者の判定が行われることになりましたが、現行の基準期間の課税売上高による判定が廃止されたわけではありません。つまり、前年又は前事業年度の上半期の課税売上高が1,000万円以下であっても、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えれば従来どおり消費税の納税義務は免除されないのです。注意が必要です。